

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年6月18日(2024.6.18)

【公開番号】特開2022-168886(P2022-168886A)

【公開日】令和4年11月9日(2022.11.9)

【年通号数】公開公報(特許)2022-206

【出願番号】特願2021-74545(P2021-74545)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 0 C

A 6 3 F 7/02 3 1 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和6年6月10日(2024.6.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が流下可能な遊技領域を有する遊技盤を備えた遊技機であって、

前記遊技盤は、前記遊技領域が前面側に形成された遊技板と、

前記遊技板に形成された開口に取り付けられる特定パーツと、を備え、

前記特定パーツと前記遊技盤の特定部位とを連結可能な連結線材を更に有し、

前記連結線材は、前記遊技板から前記特定パーツが取り外された状態であっても当該遊技機の下端よりも下方に前記特定パーツが落下することを抑止しうるものであり、

前記連結線材の一端と連結される前記特定部位は、前記遊技盤の裏側に設けられるものであり

30

さらに、前記連結線材として、第1連結線材と第2連結線材とを有し、

前記第1連結線材と前記第2連結線材は夫々の一端が前記遊技盤の特定部位とを連結可能とされる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

40

従来より、遊技盤を備える遊技機としてのパチンコ機は、枠体に対して遊技盤を着脱可能に設け、古い遊技盤を新規の遊技盤に交換することで異なる仕様の遊技機に変更することが可能とされている(例えば、特許文献1参照)。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

50

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

【特許文献1】特開2019-017568号公報

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

10

【補正の内容】

【0005】

しかしながら、上記した遊技機では、新たに遊技盤を作成する際に、新たな遊技板に形成された開口の形状に対応する部材が必要であり、遊技機設計を煩雑にさせていた。そこで、本発明は、上記の実情に鑑み、その目的とするところは、遊技機設計を容易にして利便性を高めることができる遊技機を提供することにある。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、

遊技球が流下可能な遊技領域を有する遊技盤を備えた遊技機であって、
前記遊技盤は、前記遊技領域が前面側に形成された遊技板と、
前記遊技板に形成された開口に取り付けられる特定パートと、を備え、
前記特定パートと前記遊技盤の特定部位とを連結可能な連結線材を更に有し、
前記連結線材は、前記遊技板から前記特定パートが取り外された状態であっても当該遊
技機の下端よりも下方に前記特定パートが落下することを抑止しうるものであり、
前記連結線材の一端と連結される前記特定部位は、前記遊技盤の裏側に設けられるもの
であり

さらに、前記連結線材として、第1連結線材と第2連結線材とを有し、
前記第1連結線材と前記第2連結線材は夫々の一端が前記遊技盤の特定部位とを連結可
能とされる
ことを特徴とする。

また、本発明とは別の発明として以下の手段を参考的に開示する。

手段1：

当落抽選の結果が大当たり結果となった場合に、遊技者に有利な大当たり遊技状態に制御可能な遊技機において、

遊技パネルと、

40

前記遊技パネルの前面に取付けられる入球ユニットを備え、

前記入球ユニットは、

前記遊技パネルを貫通するように設けられている開口を前側から塞ぐように前記遊技パネルに取付けられる第一構成部材と、

該第一構成部材に取付けるための取付孔を有し、前記第一構成部材の後側から取付けられる第二構成部材と、

ことを特徴とするものである。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

50

【補正対象項目名】0056

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0056】

このように、本発明によれば、遊技機設計を容易にして利便性を高めることができる。

10

20

30

40

50